

第 2 章 史跡の概要

史跡指定の経過、史跡の周辺環境、史跡を取り巻く歴史の変遷、及び史跡を構成する各遺構等の特色について、まとめる。

2-1 史跡指定の経過

現在の北海道庁本庁舎の新築工事中(昭和 42 年 10 月)に開拓使札幌本庁本庁舎の基礎杭跡と捨土台の一部が発見され、発掘調査を実施した。

このことが、明治地方政治史上重要な史跡の確認として評価され、明治年間における北海道開拓の歴史的意義を伝えるものとして、開拓使札幌本庁本庁舎の跡地と開拓使札幌本庁を実質的に継承した旧北海道庁本庁舎を合わせて、昭和 42 年 12 月に史跡「開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎」として指定された。

文化財保護委員会告示第 74 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、次のとおり指定する。

昭和 42 年 12 月 15 日 文化財保護委員会委員長 稲田 清助

| 種別 | 名称 | 所在地 | 地域 |
|----|------------------------|-------------------|----------------------|
| 史跡 | 開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎 | 北海道札幌市北 2 条西 5 丁目 | 1 番の内実測 650.5 平方メートル |
| | | 同 北 2 条西 6 丁目 | 1 番の内実測 786.5 平方メートル |
| | | 同 北 3 条西 5 丁目 | 1 番の内実測 876.5 平方メートル |
| | | 同 北 3 条西 6 丁目 | 1 番の内実測 203.2 平方メートル |

(昭和 42 年 12 月 15 日の史跡指定告示での指定理由)

開拓使は、蝦夷地の開拓をつかさどるため、明治 2 年(1869)7 月 8 日、政府の行政機関として設置された。その管轄範囲は、旧松前藩の管轄地を除いた蝦夷地と北蝦夷地(樺太)と定められたが、当初は意の如くならず、明治 5 年(1872)9 月に至り、青森県管轄の旧松前藩管轄地をも合併することになり、はじめて北海道(明治 2 年 8 月 15 日に蝦夷地を北海道と改称)全体を統括することとなった。

開拓使は、はじめその庁を民部省中に置き、東京本庁と称したが、幾多の変遷を経て、明治 4 年(1871)5 月、札幌開拓使庁が置かれ、札幌創成町(現北 4 条東 1 丁目)の仮建築を仮庁舎とした。札幌開拓使庁は翌明治 5 年 9 月 14 日、札幌本庁と改称され、同年 7 月より、現在の北海道庁構内を含む現在の西 4 丁目から西 7 丁目までと、北 1 条から北 5 条までを敷地と定めて本庁舎新築の工をおこし、明治 6 年(1873)10 月 29 日、本庁舎と附属建物が竣工した。

本庁舎の位置は、札幌通りと石狩通りの中間、つまり現在の北 3 条通りと北 4 条通りの中間線を建物の東西の中軸線とし、室蘭通り、つまり現在の西 6 丁目通りの中軸線を建物の東側壁面と合致させている。

本庁舎の建物は、南北桁行 100 尺、東西梁間 60 尺、建坪 168 坪の木造総 2 階建て、屋上に径 30 尺、面積 20.7 坪の 8 角塔を設けており、開拓使雇アメリカ人ケプロンおよびホルトの指導によって、開拓使権大主典岩瀬隆弘等が設計したものと考えられている。

開拓使札幌本庁本庁舎は、明治 12 年(1879)1 月 17 日の火災によって焼失し、旧女学校の建物を仮本庁と定めて移転した。その跡地は果樹園、麦畑として利用された。明治 15 年(1882)2 月 8 日、開拓使は廃止され、3 県 1 局時代を経て、明治 19 年(1886)1 月 16 日、新たに北海道庁が設けられ、同年 7 月 15 日本庁舎新築

の工をおこし、明治 21 年(1888)12 月 14 日に竣工した。北海道庁は、昭和 22 年(1947)5 月 3 日に廃止されたが、その敷地は開拓使札幌本庁舎跡を縮小継承している。本庁舎の位置は、現在の北 3 条通りの中心線と西 6 丁目通りの中心線の交点を建物のほぼ中心としている。本庁舎の建物は、煉瓦造り半地下 1 階地上 2 階建で、屋上には径 24 尺の 8 角塔を設けており、建坪 500 坪、延約 1480 坪である。北海道庁庁舎としては、このほか人民控所等の木造附属舎があった。本庁舎は、明治 42 年(1909)1 月 11 日の火災によって内部と屋根を焼失したが、外壁はそのまま残り、改変を加えて明治 44 年(1911)11 月 15 日、修復工事を終え、その後若干模様がえを行って今日に及んでいる。

最近、北海道道庁本庁舎新築工事中に、開拓使札幌本庁舎の基礎杭跡と捨土台の一部が発見されたので、同建物の歴史的意義にかんがみ、これを実質的に継承した旧北海道庁本庁舎を併せて指定し、永く明治年間の北海道開拓の意義を伝えるものである。

2-2 史跡の周辺環境

(1) 自然的環境

本史跡を含む周辺地域は、豊平川扇状地先端に位置している。地表から約 3m 下の地中には、豊平川の氾濫による砂礫層が厚く堆積しており、良好な地盤を形成している。

また、扇状地先端に位置しているため、周辺にはアイヌ語で「メム」と呼ばれる湧水池が点在していたとされる(図5)。

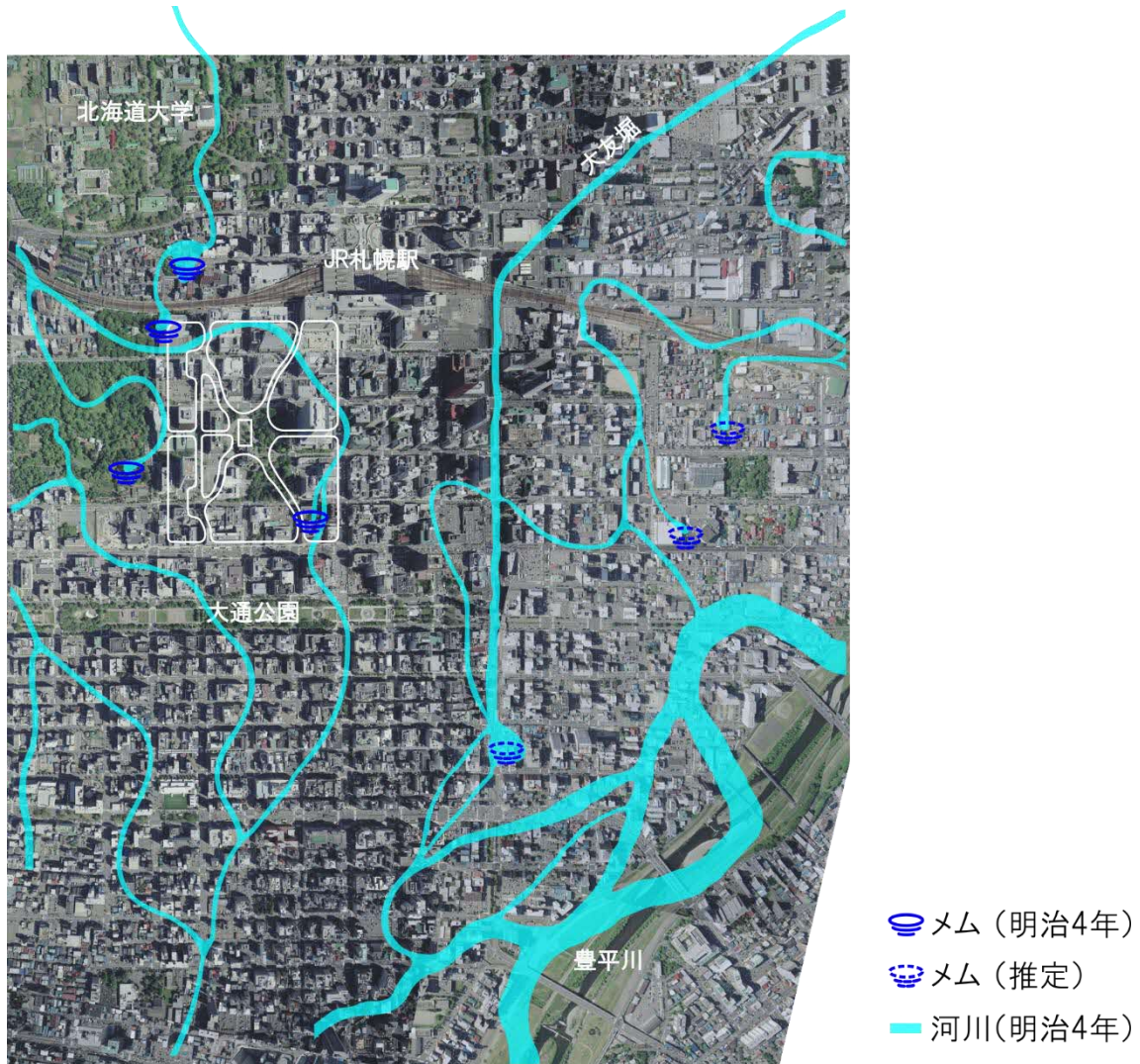
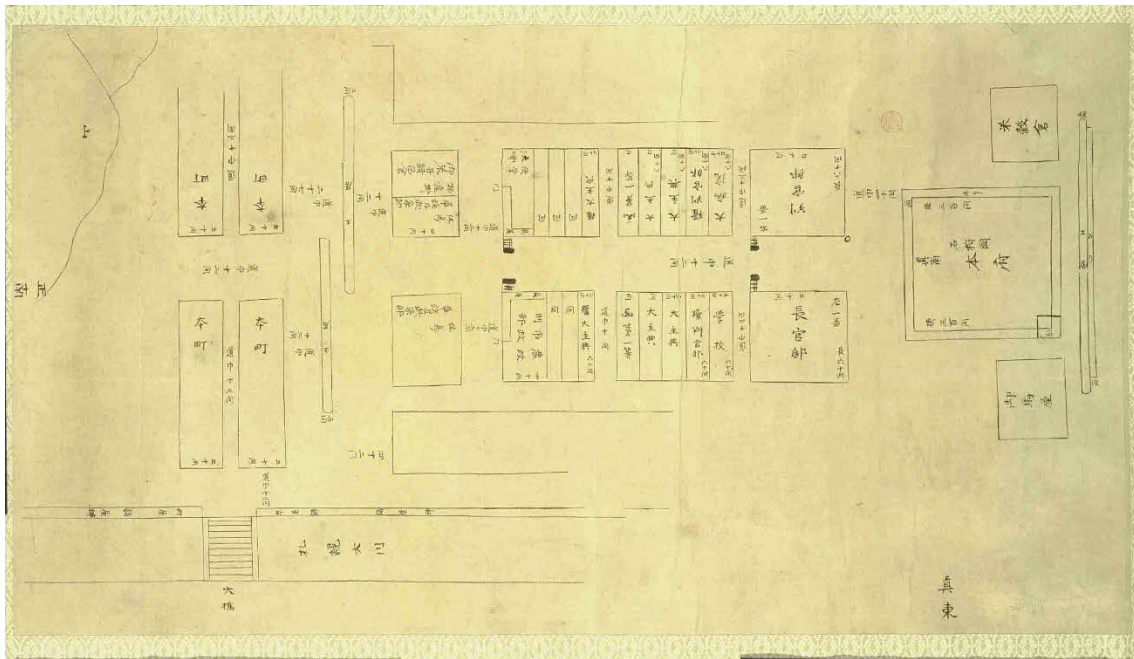


図5 明治4年の河川、湧水池(メム)の位置(明治四年及五年札幌市街之図(札幌沿革史)、国土地理院空中写真より作成、開拓使札幌本庁は明治6年建設)

(2) 社会的環境

1) 石狩国本府(札幌本府)の建設計画

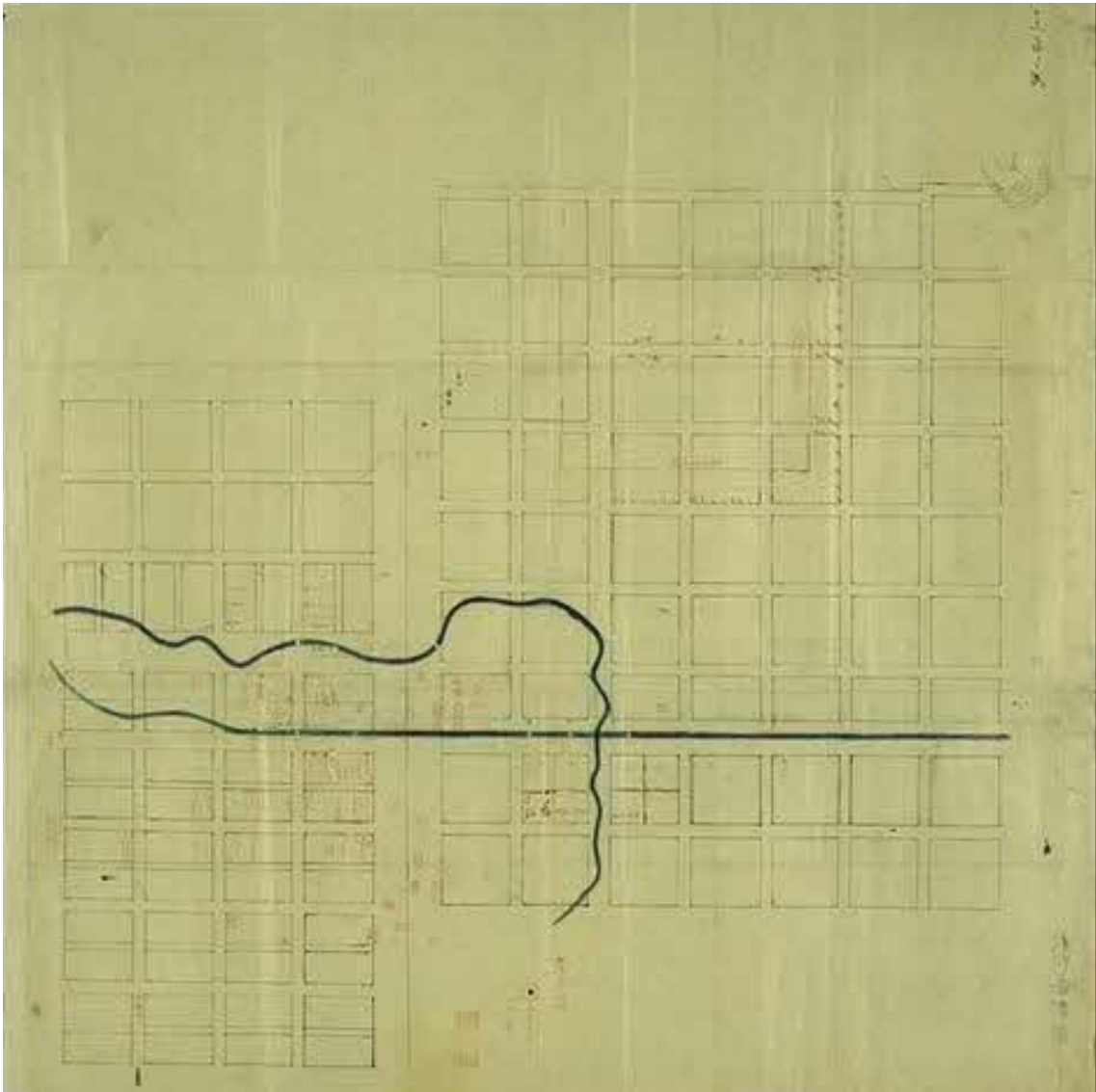
本史跡が位置する札幌市都心部は、明治2年(1869)に開拓判官 島義勇が石狩国本府指図(札幌本府の建設構想、資料1)により開拓使の本府(本庁)を置き、市街地を建設することを計画したが、中断した。その後、開拓判官 岩村通俊(後の初代北海道庁長官)が計画を引き継ぎ、建設を進めてきた。



資料1 石狩国本府指図(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)

岩村判官の計画(札幌区劃図、資料2)によれば、明治以前に入植した大友亀太郎らが開削した人工河川である大友掘(現在の創成川)を南北の基線、銭函通(現在の南1条通)を東西の基線とし、市街地を南北に分割、北側は官用地、南側は町屋地とした。南北市街地の境界には幅58間(約104m)の大通を設定し、街区割は60間(約108m)の方形とした。

明治5年(1872)までに、現在の都心部の街区割はほぼ形成された。



資料2 札幌区劃図(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)

2)現在の市街地環境

現在の札幌市は、北海道の中心都市として発展した。

島判官が「北海道紀行草稿」に記した漢詩

河水遠く流れ山隅に峙(そばだ)つ／平原千里の地は膏腴(こうゆ)／四通八達宜(よろ)しく府を開くべし／他
日五州(ごしゅう)第一の都

にあるように、人口約 195 万人(平成 30 年 4 月)の大都市となっている。

本史跡の位置する都心部は、北海道庁や札幌市役所をはじめとする官庁やオフィスビル、商業ビルなどが集積する業務集積地区となっている。

3)札幌市都心まちづくり計画

札幌市の「第 2 次都心まちづくり計画」(平成 28 年 6 月)では、本史跡を含む北海道庁敷地から東に延びる北 3 条通を「うけつぎの軸」として位置づけている(図6)。札幌発展の歴史・文化を活かした街並み、空間の形成とその活用を展開の指針とし、歴史を活かした街並み形成の推進、北 3 条広場を起点とする広場空間の連鎖に取り組むこととしている。

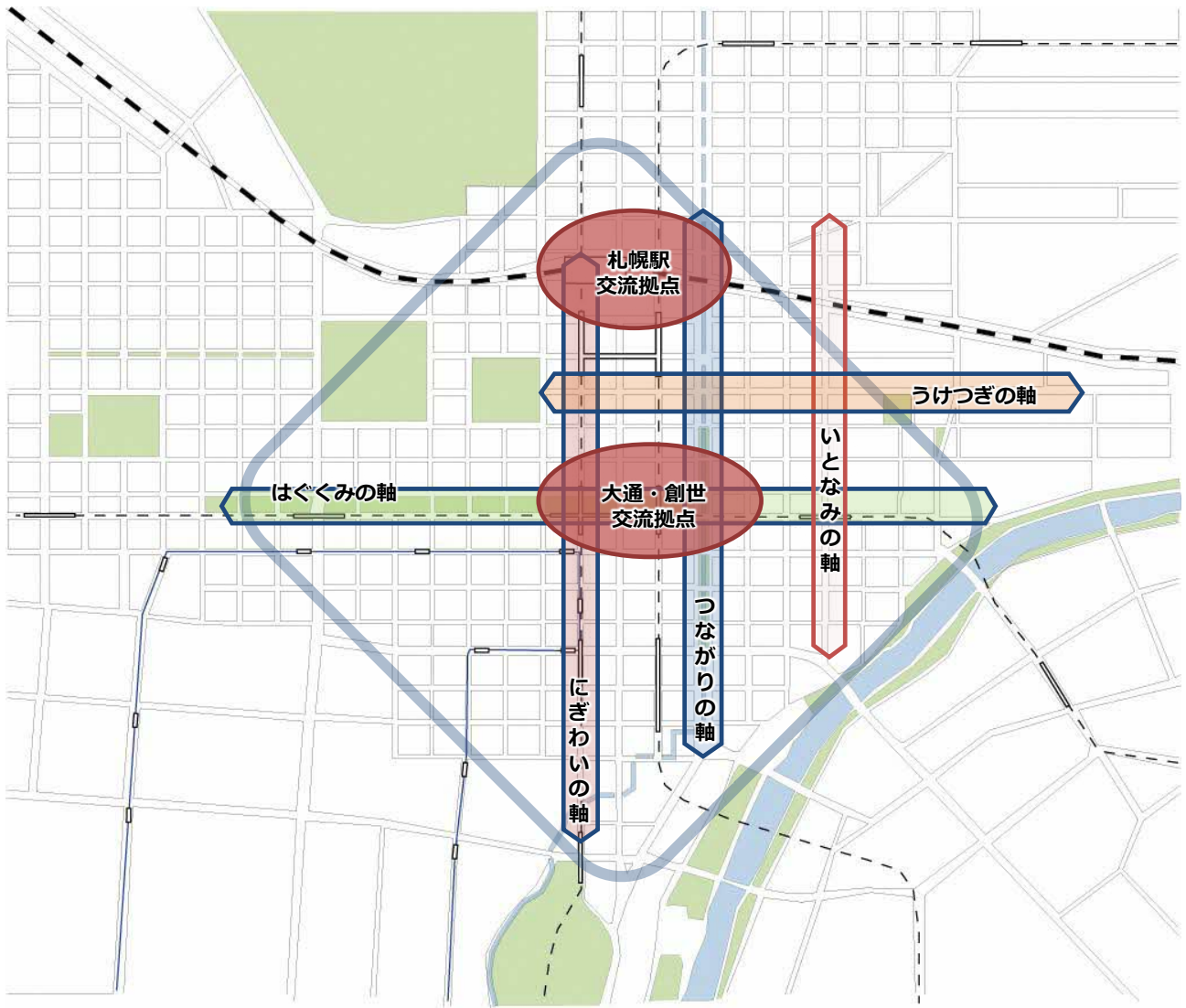


図6 札幌市第2次都心まちづくり計画における骨格構造(札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室都心まちづくり課)

(3)文化財

本史跡を構成する旧北海道庁本庁舎(赤れんが庁舎)は、北海道庁が設置された明治19年(1886)に着工し、明治21年(1888)に竣工した。その後、明治42年(1909)に火災により全焼したが、燃え残ったれんが造壁を再利用して明治44年(1911)に復旧し、再び北海道庁本庁舎として使用されてきた。

昭和43年に現在の北海道庁本庁舎を建設し、執務室を移転した後に、北海道百年を記念して復原修理工事を行い、昭和44年3月には重要文化財として指定された。昭和43年の復原修理工事では、屋根を天然スレート葺きとし、明治28年(1895)に撤去された八角塔や換気塔、階段室に改修された南北脇玄関、バルコニーを復原するなど、外観を明治21年(1888)の竣工時の姿とした。

また、本史跡の周辺には、時計台(旧札幌農学校演武場)や北海道大学農学部植物園・博物館(札幌博物場)など開拓使に関わる重要文化財建造物をはじめ、清華亭などの歴史的建造物が現存しており、明治期の札幌中心部の様子を現在に伝えている。

開拓使札幌本庁及び北海道庁の設置と事業、札幌市街地の建設に関わる明治期までの主な歴史の変遷について、(1)開拓使以前の北海道、(2)開拓使の設置と石狩国本府(札幌本府)の建設、(3)開拓使 10 年計画の推進、(4)北海道庁の設置に区分してまとめる。

また、各年表中、本史跡と札幌市街地の建設に関わる出来事にアンダーラインを付している。

(1)開拓使以前の北海道

1)ロシアの南下と幕府の対応

・主な出来事

| | | |
|---------|--------|---|
| 明和 7 年 | (1770) | ・ロシアの狩猟隊、ウルップ島でエトロフアイヌの長老らを殺害。翌年、エトロフアイヌはロシア人を襲い殺害、ロシア人はウルップ島から退去 |
| 安永 7 年 | (1778) | ・ロシア船がノッカマブに來航。翌年、松前藩吏は国法により通商できない旨をロシア側に通知 |
| 天明 5 年 | (1785) | ・幕府の蝦夷地調査隊、東西蝦夷地を調査。翌年、クナシリ・エトロフ・ウルップ島及びカラフトを調査 |
| 寛政 4 年 | (1792) | ・ロシアの遣日使節ラクスマン、漂流民大黒屋光太夫を伴いネモロに來航。翌年、松前で幕吏と通商交渉するが、幕府は長崎に赴くべきとの信牌を渡す |
| 寛政 10 年 | (1798) | ・近藤重蔵らエトロフ島へ渡り、「大日本恵登呂府」の標柱を立てる。 |
| 寛政 11 年 | (1799) | ・東蝦夷地の場所請負制を廃して、幕府の直営による蝦夷地経営を始める(第 1 次蝦夷地幕領期) |
| 文化元年 | (1804) | ・ロシア皇帝アレキサンドル 1 世の使節レザノフによる通商交渉が行われたが、交渉は決裂 |
| 文化 3 年 | (1806) | ・ロシア艦が樺太沿岸部の集落などを襲撃。幕府はロシア船の打ち払いを命じる。 |
| 文化 8 年 | (1811) | ・幕府はロシア軍艦ディアナ号の艦長ゴロヴニン少佐らを捕縛。その報復として、ロシアは幕府御雇船頭高田屋嘉兵衛を捕縛(ゴロヴニン事件) 高田屋嘉兵衛の奔走と斡旋により、ゴロヴニンと高田屋嘉兵衛は交換で釈放された。 ロシア艦による襲撃はロシア政府の関与しない私的な行為だったとしてロシア政府は謝罪し、日露間の緊張関係は緩和した。 |

| | | |
|-----------------|--------|--|
| 文政 4 年 | (1821) | ・日露間の緊張関係は緩和し、幕府は蝦夷地の直轄支配を取りやめ、松前藩による場所請負制を復活 |
| 嘉永 6 年 | (1853) | ・ロシア皇帝ニコライ 1 世の使節プチャーチン提督、通商と国境画定の申し入れ（長崎）。翌嘉永 7 年(1854)にも再度申し入れ |
| 安政元年 | (1854) | <p>・「日本国魯西亜国通好条約」調印(下田) 両国の国境は択捉島と得撫島の間に分かれ、択捉島から南の島々は日本の領土、得撫島から北の島々はロシアの領土となる。樺太については、従来どおり両国民の雑居地であった。</p> <p>・箱館奉行所を設置 翌年、安政 2 年(1855)には蝦夷地は再び幕府の直轄となり、箱館奉行所がこれを管轄した。(第 2 次蝦夷地幕領期) 箱館奉行所は、武士に土地を与え農業と警備を担わせる「在住」の制や、直営的な開墾場である「御手作場」の制を実施し、農業開発につとめた。</p> |
| 安政 5 年 | (1858) | ・日露修好通商条約締結 ロシアに対し箱館港を開港 |
| 慶応 3 年 | (1867) | ・明治政府成立 |
| 慶応 4 年・ 明治元年 | (1868) | ・箱館裁判所設置 |

18 世紀、ロシアは急速に南下を進め、幕府に対し通商を求めてきた。幕府は蝦夷地の調査を行い、直轄領化するなど、蝦夷地の開拓と警備を進め、ロシアの南下に対抗しようとしてきた。ゴロヴニン事件後、日露関係は、一時は緩和し、幕府は蝦夷地の直轄支配を取りやめたが、カラフトを巡り再び緊張状態となったため、幕府は箱館奉行所を設置し、蝦夷地を再び直轄領化した。

開拓使設置以降のロシアとの関係では、次のような出来事があった。

| | | |
|--------|--------|--|
| 明治 2 年 | (1869) | ・開拓使を設置。歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は郡制に組み入れ 樺太ではロシア人と日本人との間で紛争が生じていた。 |
| 明治 3 年 | (1870) | ・樺太開拓使を設置。黒田清隆を開拓使次官に任命し、樺太専務を命じた。 |
| 明治 4 年 | (1871) | <p>・黒田は、ロシアの南下政策に対抗するため、北海道の開拓に力を入れるべきだと建議し(「十月建議」、開拓使 10 年計画を決定 樺太開拓使を廃止し開拓使に統合、黒田の十月建議を踏まえ北海道開拓に注力する。</p> |

| | | |
|--------|--------|--|
| 明治 7 年 | (1874) | ・政府は、榎本武揚を特命全権大使としてロシアに派遣 |
| 明治 8 年 | (1875) | ・「樺太千島交換条約」締結。樺太全島はロシア領、クリル諸島(得撫島から占守島まで)は日本領となる。 これによりロシアとの緊張状態は一旦、緩和した。 |

政府は箱館戦争終結後、開拓使を設置し北海道開拓を進めることとした。

開拓使次官・樺太専任を命じられた黒田清隆(後の三代目開拓使長官、内閣総理大臣)は、南下を進めるロシアに樺太が支配されるのは時間の問題であり、北海道の開拓に力を入れるべきであると建言(十月建議)し、開拓使 10 年計画を決定した。

2) 札幌周辺への入植、開拓

| | | |
|--------|--------|--|
| 慶応 3 年 | (1867) | ・大友亀太郎がフシコサツポロ川(現在の伏古川)の上流部に入植し、御手作場(おてさくば)を設置、札幌元村を開村した。 用排水路として大友堀(現在の創成川の一部)を開削した。 |
|--------|--------|--|

札幌元村を開村した大友亀太郎は、相模国足柄下郡(現在の神奈川県小田原市)に生まれ、二宮尊徳に師事し開墾法(報徳仕法)を学んだ。

北海道に渡った大友は、箱館奉行所から箱館在木古内村開墾取扱に任命され、渡島国上磯郡(現在の木古内町)及び亀田郡(現在の七飯町)の開墾に従事した。

蝦夷地開墾の計画をとりまとめ提出するなど実績を認められた大友は、箱館奉行所蝦夷地開墾掛に任命され、イシカリ御手作場(農場)の設置を命じられた。

慶応 2 年(1866)、同行者を連れてフシコサツポロ川(現在の伏古川)の上流部に入植した大友は、農民を移し御手作場を設置するとともに、用排水路として大友堀の開削を行った。翌年の慶応 3 年(1867)に完成した大友堀はその後、運河としての機能も果たすようになり、その一部は現在の創成川となっている。



資料3 明治二年十一月迄札幌之図(高見沢権之丞)(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)
高見沢権之丞は開拓使出入り請負人で、幌内炭鉱に通じる幌内道路の開削に携わった。この図は明治 8 年に高見沢が回想して描いたもの。島判官が石狩平野を探索する以前に、既に大友堀(現在の創成川)があったことが描かれている(図の右側が北)。

(2)開拓使の設置と札幌本府(石狩国本府)の建設

・主な出来事

| | |
|---------------|--|
| 明治 2 年 (1869) | <ul style="list-style-type: none">・開拓使を設置、初代開拓使長官に鍋島直正(元・佐賀藩主)を任命・松浦武四郎の原案をもとに蝦夷地を北海道と改称(8月15日)・2代目開拓使長官に東久世通福(みちとみ)を任命・開拓判官 <u>島義勇(元・佐賀藩士)、札幌本府建設着手(銭函に仮役所)(10月、札幌市街の区域を概定)</u> ロシアの南下に対抗するため、石狩国(札幌)に本府を置くこととし、本府建設に着手した。 |
| 明治 3 年 (1870) | <ul style="list-style-type: none">・札幌周辺に入植開始・樺太開拓使を設置し、開拓使次官に黒田清隆を任命、樺太専務を命じる。・東本願寺、有珠一札幌間の道路開削に着手(本願寺道路)・島判官、東久世長官により解任 |
| 明治 4 年 (1871) | <ul style="list-style-type: none">・札幌に開拓使庁を設置、函館・根室の開拓使出張所を出張開拓使庁に改称(明治5年に開拓使支庁に改称)・開拓判官 <u>岩村通俊(後の北海道庁初代長官)が札幌本府の建設を再開、市街地の基盤を形成</u>・札幌創成町(現・北4条東1丁目)に仮本庁を設置 |

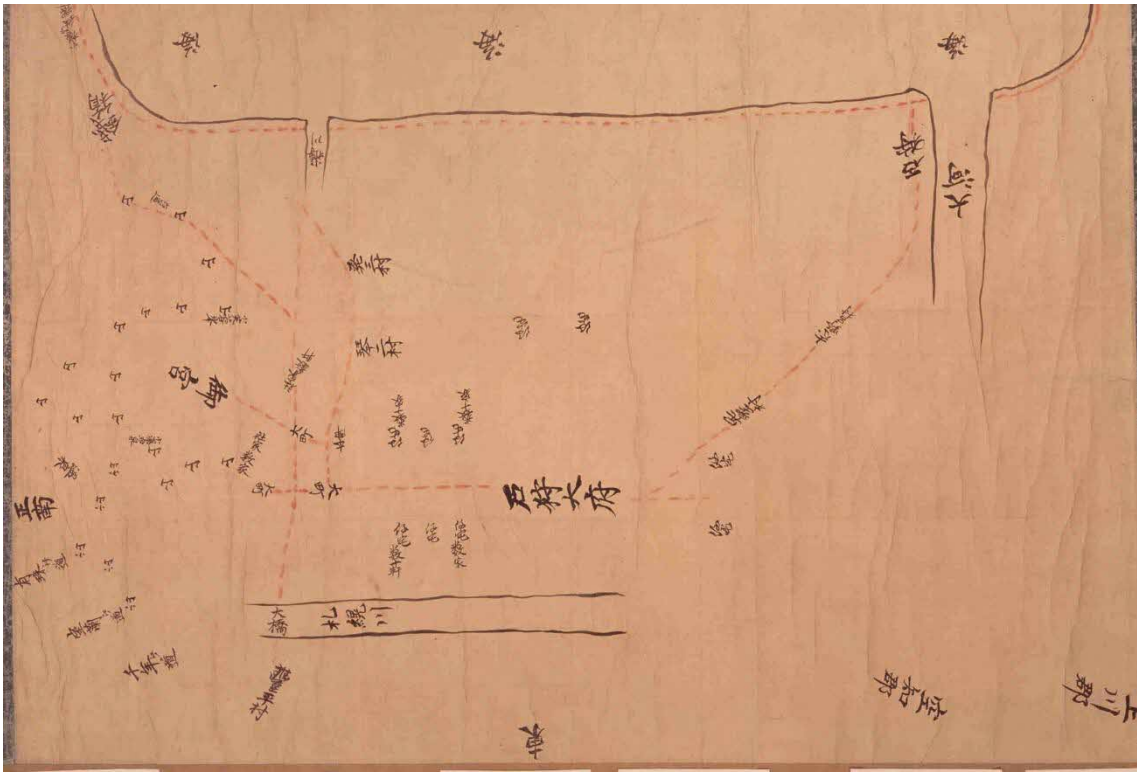
初代開拓使長官 鍋島直正(元・佐賀藩主)は、佐賀藩士として蝦夷地調査を行った島義勇を開拓判官に任命し、北海道の開拓を進めさせた。ロシアの南下に対抗し北海道開拓を進める観点から、開拓使本府は箱館ではなく、石狩国(札幌)に置かれることとなった。

明治2年(1869)、石狩平野を探索した島判官は、札幌に本府を建設する構想(石狩大国指図(資料4)、石狩国本府指図(資料1))を描き、測量に着手した。

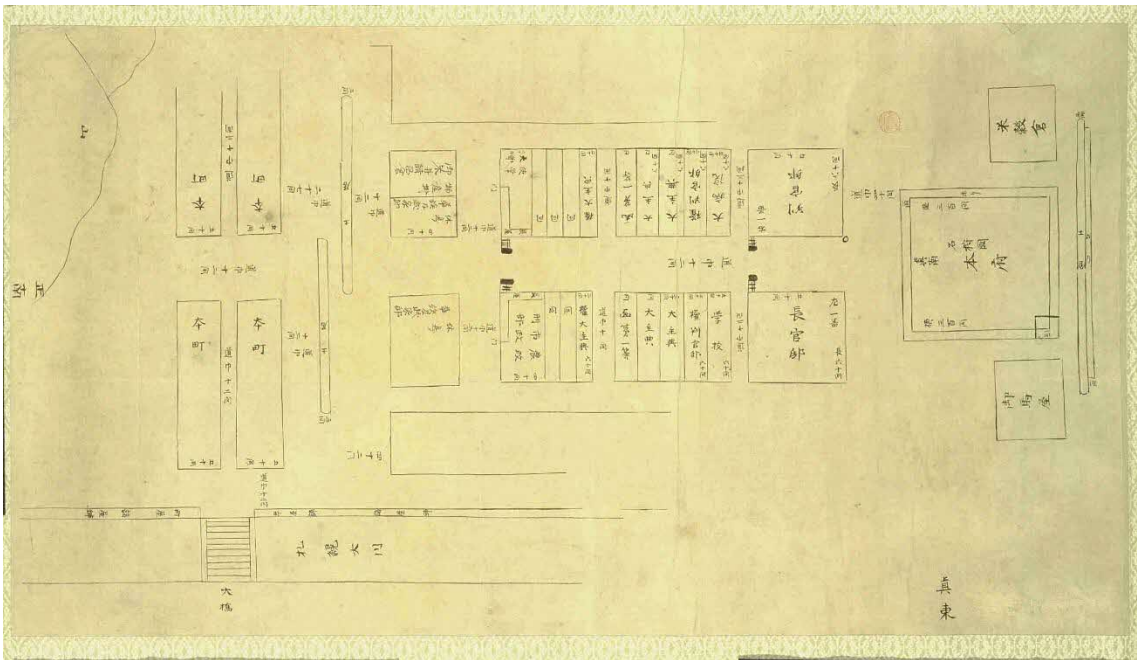
島判官による札幌本府の建設計画(石狩国本府指図、資料1)は次のようなものであった。

- ・市街地の北端に300間(約540m)四方の本府敷地を置く。本府の周囲には堀を巡らし、長官邸・判官邸の間には幅員40間(約64m)の道路を配置する。本府の北側にも土塁と堀を配置する。
- ・本府の南に幅員12間(約22m)の道路を配置し、その両側に長官邸や判官邸、病院、学校などを配置する。
- ・これらの官庁街の南に幅42間(約76m)の帯状の空地进行を配置し、空地内には幅3間(約5.4m)の土塁を二筋設置する。
- ・帯状の空地の南側に一般住民の居住地と考えられる本町を配置する。

しかしながら、本府建設の建設費などを巡って島判官は二代目開拓使長官の東久世長官と意見が対立し、翌年の明治3年(1870)に解任される。



資料4 石狩大府指図(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)



資料1(再掲) 石狩国本府指図

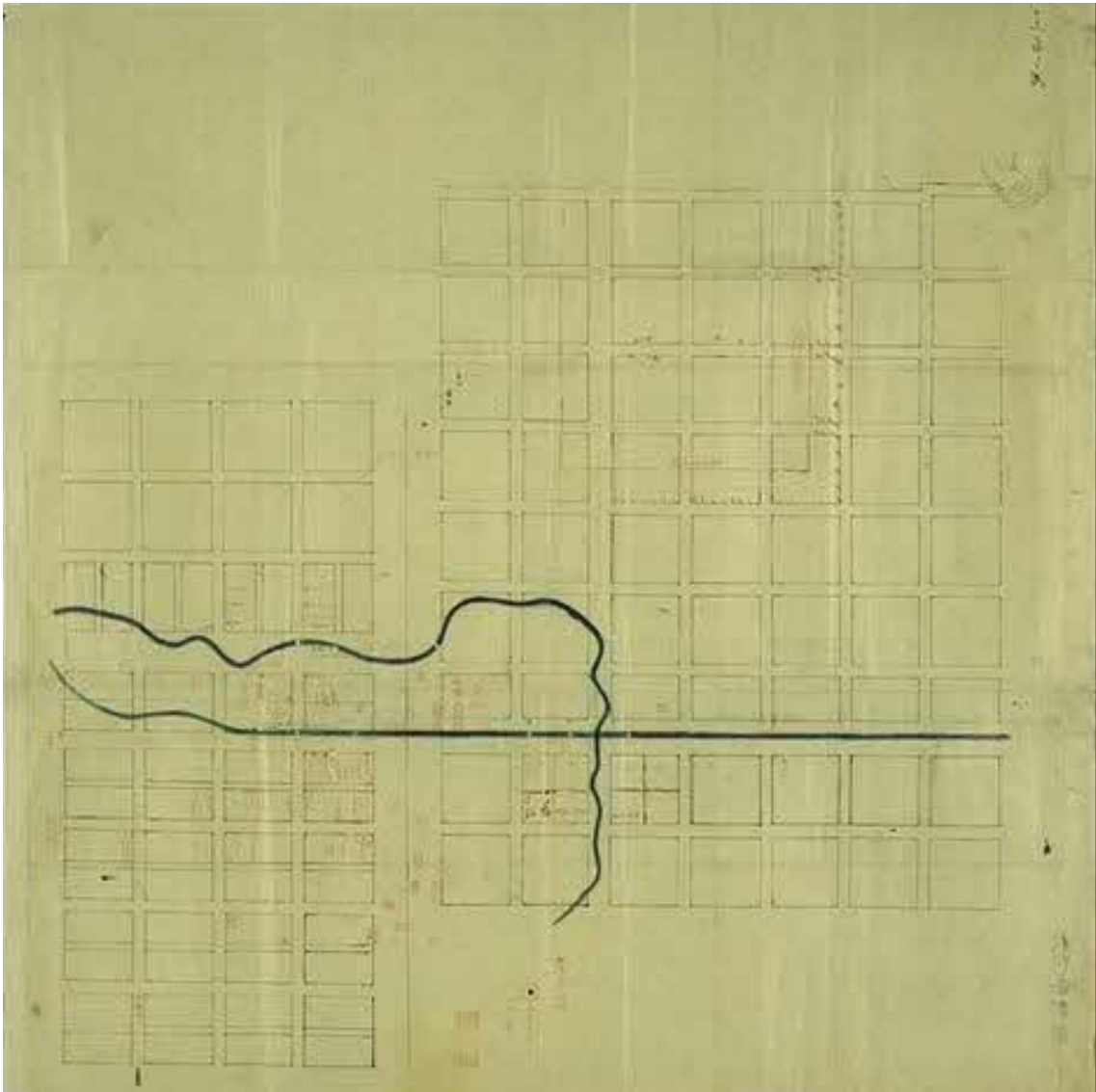
右側が北となっている。図の下側の札幌大川は豊平川であると考えられる。

中断した石狩国(札幌)本府の建設は、開拓判官 岩村通俊(後の初代北海道庁長官)に引き継がれる。岩村判官は札幌本府の外郭の確定に着手し、建設を進めた。

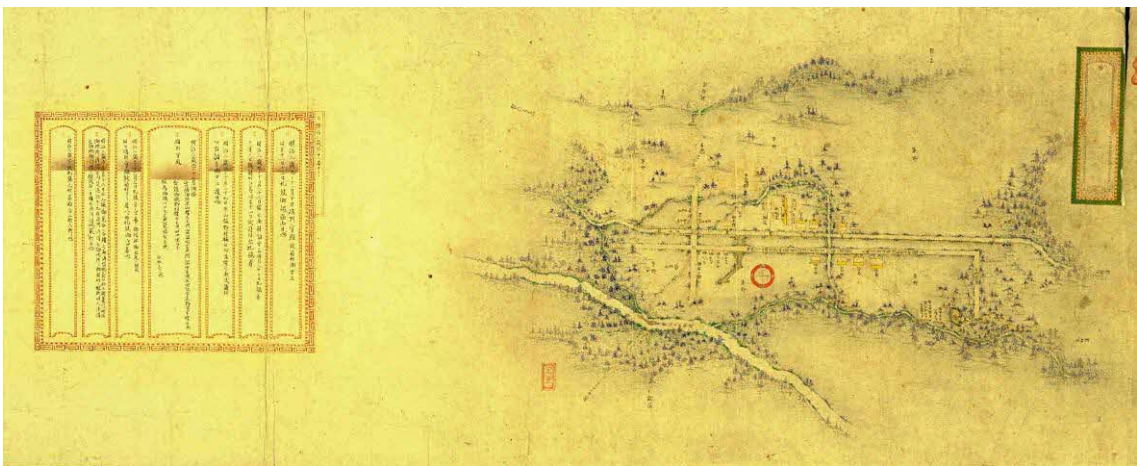
岩村判官による札幌本府の建設計画(札幌区劃図、資料2)は次のようなものであった(参考:さっぽろ文庫 50「開拓使時代」第2章第1節 計画と実際 遠藤明久)。

- ・大友堀(現在の創成川)を南北の基線、銭函通(現在の南1条通)を東西の基線として建設を進める。現在の南1条通創成橋中央を基点とする。現在は南1条西1丁目に建設の碑がある。
- ・開拓使本庁舎(石狩国本府)の敷地を確定する。
- ・大通を設定する。計画幅員は58間(約104m)であり、官用地と町屋地の境界とする。防火帯が理由ではなく、官用地と町屋地を区分する境界、緩衝帯として計画されたと考えられている。
- ・60間(約108m)方形の街区割を採用する。町屋地では中通を設け、現在の西1丁目以東を南北軸、西2丁目以西を東西軸とする。
- ・道路幅員は、開拓使本庁舎敷地の東側(現在の西4丁目通)と南側(現在の北1条通)は20間、開拓使本庁舎正面の東西の通(現在の北3条通と北4条通)は15間(約27m)、胆振川沿い(現在の西2丁目通の大通以南)は14間(約25m)とする。それ以外は11間(約20m)、町屋地の中通は6間(約11m)とする。

岩村判官による建設計画、街区割は現在の市街地に非常に近いものであり、以降、この街区割に基づき札幌の市街地が形成されていく。



資料2(再掲) 札幌区劃図(北海道大学附属図書館北方資料室)
右側が北となっている。大友堀(現在の創成川)、胆振川が描かれている。



資料5 明治二年十一月ヨリ札幌之図(高見沢権之丞)(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)
資料3と同じく、開拓使出入り請負人 高見沢権之丞が明治 8 年に回想して描いたもの(図の右側が北)。

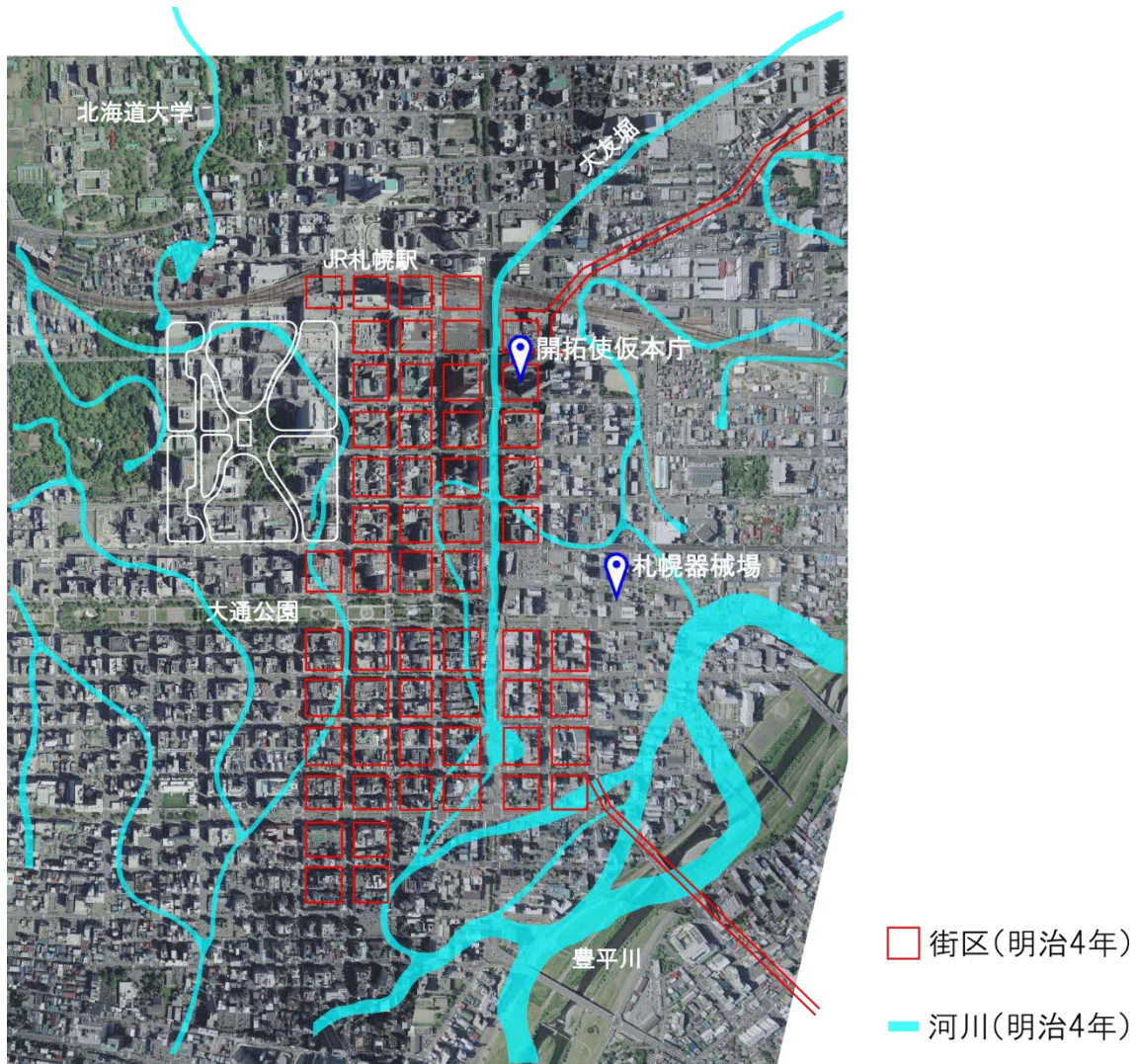


図7 明治4年の街区割と現在の市街地の重ね合わせ(「明治四年及五年札幌市街之図」(札幌沿革史)、国土地理院空中写真より作成、開拓使札幌本庁は明治6年建設)

(3)開拓使 10 年計画と北海道開拓の推進

・主な出来事

| | | |
|--------|--------|--|
| 明治 4 年 | (1871) | <ul style="list-style-type: none">・黒田開拓次官の招きにより、ホーレス・ケブロン(開拓使顧問団)来日・開拓使、札幌に「<u>蔬菜果樹栽培試験場</u>」を開設(偕楽園に隣接。明治 6 年(1873)に札幌第一官園、第二官園に改称) 先んじて 9 月には東京官園を設置している。七重官園は、明治新政府がガルトネル租借地に明治 3 年に開設した七重開墾場が始まりである。・黒田開拓次官の建議(「十月建議」)により、開拓使 10 年計画を決定・開拓使顧問ホラシ・ケブロン報文初期報文提出(11 月)・開拓使、札幌最初の都市公園である偕楽園を開設・東本願寺、本願寺道路(有珠一札幌)を開削 |
| 明治 5 年 | (1872) | <ul style="list-style-type: none">・開拓使、開拓使 10 年計画に着手・東京・芝に開拓使仮学校(札幌農学校の前身)を開設・開拓使、東京官園において農業現術生徒若干名を募集し、実技を教授し始める。・開拓使、札幌製作場(器械場)を設置、鍛工所を建設 御雇外国人 N.W.ホルト、サンドフォード・クラークが技術指導を行った。・開拓使札幌本庁本庁舎着工。札幌製作場(器械場)で製材した木材により建設された。・9 月、北海道土地売貸規則・地所規則制定。10 万坪を上限として土地の所有・譲渡を認める。・開拓使、札幌の市街区域の町名、通り名を北海道の国郡名とすることを定める。 当時、浸透していなかった道内の国郡名(上川、空知、樺戸、石狩など)を覚えさせることが目的だったと推測される。・札幌一室蘭間、札幌一篠路(石狩川河口)間などの道路開削に着手 |
| 明治 6 年 | (1873) | <ul style="list-style-type: none">・2 月、開拓使が札幌水車器械所に製粉器械を設置、小麦粉の製造を開始・2 月、開拓使、附属船弘明丸を函館・青森・安渡(青森県)間定期航路にあてる。(5 月に森・室蘭に航路を延長)・3 月、開拓使が御雇外国人ワッソンに三角測量を命じる。・6 月、亀田一札幌間の新道(札幌本道)完成・中山久蔵、札幌郡広島村島松(現在の北広島市島松)で水稻の試作に成功・開拓使顧問ホラシ・ケブロン報文第二期報文(11 月)を提出・11 月、黒田開拓次官が兵農兼備の屯田兵制を建議し、決議・開拓使札幌本庁本庁舎完成・御雇外国人ライマンが地質・鉱物調査に着手 |

| | | |
|---------|--------|--|
| 明治 7 年 | (1874) | <ul style="list-style-type: none"> ・6 月、根室官園開設 ・8 月、3 代目開拓使長官に黒田清隆を任命 ・<u>開拓使、札幌本庁構内に果樹園を開設</u> ・北海道開拓と北方警備を目的として屯田兵制度を創設 ・三菱商会、東京一函館定期航路を開設 ・ライマンが夕張川上流に石炭層の存在を推定(夕張炭田) |
| 明治 8 年 | (1875) | <ul style="list-style-type: none"> ・ケプロン「開拓使顧問ホラシ・ケプロン報文」を編纂し、開拓使黒田長官に提出 ・開拓使、西洋果樹各種を農民に配布 ・<u>開拓使、桑園開墾に着手</u> 酒田藩から技術者・農民を招き技術導入を行った。「桑園」の地名の由来となっている。 ・開拓使、開拓使仮学校(東京・芝増上寺)を札幌に移設し、札幌学校(後の札幌農学校)に改称 ・<u>開拓使、札幌東創成通に農馬具製造所・製革所、雨竜通に製糸場を設置</u> ・樺太・千島交換条約締結(5 月調印、8 月批准書交換) |
| 明治 9 年 | (1876) | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>9 月、札幌農学校開校式。</u>札幌第一官園を札幌農学校に移管 ・<u>9 月、開拓使建設のビール、ワインの両醸造所が完成</u>(麦酒醸造所は後のサッポロビールの前身である。) ・<u>開拓使、真駒内牧牛場、札幌牧羊場、札幌養豚場を開設</u> 御雇外国人エドウィン・ダンが技術指導を行った。 ・5 月、ライマンらが「北海道地質測量 日本蝦夷地質要略之図」を刊行 |
| 明治 10 年 | (1877) | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1 月、開拓使、札幌区空知通に醤油醸造所、厚田通にみそ醸造所を建築</u> ・<u>札幌農学校にモデルバーン完成</u> 札幌農学校教師ウィリアム・ホイラーの設計指導、開拓使御用掛 安達喜幸の設計による。 ・9 月、開拓使、石狩郡に缶詰仮製造所を設置 御雇外国人 U.S.トリートが技術指導を行った。 ・<u>開拓使、ホップ園開設(西 3 丁目通)</u> ・<u>開拓使、偕楽園内に札幌仮博物場を建築</u> ・北海道地券発行条例公布 |
| 明治 11 年 | (1878) | <ul style="list-style-type: none"> ・9 月、開拓使、別海村に缶詰製造所を設置 ・<u>10 月、札幌農学校演武場(後の札幌時計台)完成</u> 札幌農学校は明治 36 年に現在の北海道大学農学部構内に移転し、同 39 年に演武場(札幌時計台)は南に約 100m 移設、現在地で保存されている。 時計塔は後に設置された。 |

| | |
|-------------------|--|
| 明治 12 年 (1879) | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>開拓使札幌本庁本庁舎 焼失</u> ・<u>明治天皇の北海道行幸の行在所として豊平館が着工</u> ・12 月、官営幌内炭鉱開坑 |
| 明治 13 年 (1880) | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>手宮一札幌間鉄道開通</u> 開拓使が雇用した鉄道技術者クロフォードが技術指導を行った。 ・<u>明治天皇の北海道行幸の際の休憩所として、偕楽園内に清華亭を建築</u> |
| 明治 14 年 (1881) | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>札幌区市街の町名を国郡名から改め、条丁制とする。</u> 国郡名の浸透を目的としたが、煩雑で覚えにくいことや、数に限りがある国郡名では市街地の拡大に対応しきれないことなどを勘案し、東西は創成町(現在の創成川通)、南北は後志通(現在の大通)を基準とする条丁制に改めた。 ・<u>豊平館が完成</u> 設計は開拓使札幌本庁本庁舎、札幌農学校演武場を手がけた開拓使御用掛 安達喜幸である。 ・明治天皇、小樽・札幌・室蘭・函館など道内を巡幸 ・開拓使官有物払下げ事件 開拓使の廃止を見越し、開拓大書記官安田定則ら開拓使官吏が設立した「北海社」に、開拓使所有の船舶や倉庫を極端に有利な条件で払い下げようとしたが、自由民権運動派をはじめとする世論から猛烈な反発を受け許可を取り消した事件。藩閥専制に対する批判と結びつき、政府が 10 年後の国会開設を約束した明治 14 年の政変の発端となった。 |
| 明治 15 年 (1882) | <ul style="list-style-type: none"> ・4 代目開拓使長官 西郷従道(つぐみち)を任命(農商務卿兼務) ・開拓使を廃止し、札幌、函館、根室の三県を置く。 殖民、山林、札幌農学校は農商務省、工場、炭鉱、鉄道は工部省、屯田兵制は陸軍省に移管(明治 16 年に農商務省北海道事業管理局に統合し、いわゆる三県一局となる。) ・<u>幌内鉄道(手宮一幌内間)開通</u> |

開拓使による北海道開拓は、開拓使次官黒田清隆(後の 3 代目開拓使長官、内閣総理大臣)が招へいた開拓使顧問ホーレス・ケブロン(当時はアメリカ合衆国政府農務局長)による提言と、ケブロンをはじめとする御雇外国人の技術者やウィリアム・S・クラークをはじめとする札幌農学校教師らによる技術導入、普及によるところが大きい。

黒田が建議し決定した開拓使 10 年計画により大規模な国家予算が充てられることとなったが、この計画には予算を充てること以外、具体的な内容はなかった。このため、ケブロンの提言に基づく道路や鉄道、水路、港湾などのインフラの整備と、農業や畜産業、鉱業、農林水産物の加工業などの殖産興業が国家予算の投入により進められた。

また、開拓使は、土地の区画測量や直轄地の払い下げなどによる殖民政策にも取り組んだ。



資料6 ホーレス・ケプロン(左から2人目)と開拓使顧問団(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)

ホーレス・ケプロンは、明治4年(1871)に黒田開拓次官の招へいにより、各分野の技術者等を伴って来日し、北海道内各地を視察、調査しながら、開拓使が取り組むべき事業について様々な提言を行った。

ケプロンが明治6年(1873)に黒田開拓次官に提出した「開拓使顧問ホラシ・ケプロン報文」第二期報文では、開拓使が真っ先に取り組むべき重要な事業として次の12の項目を記している。

- 1 熟練した土木技術者により北海道の地勢気候を実測し、三角測量を行うこと
- 2 土地を分与するための法律を定めること
- 3 道内の主要地間に良好な道路を開通すること
- 4 本州の貿易港との間の船運賃・海上輸送費を廉価にすること
- 5 鉱山開発を速やかに進めること。ただし、民間による鉱山経営を認め税金を得るか、実績がある鉱山技術者による官営鉱山とするべきである。
- 6 水力による製材機械を設置し、木材産業を振興すること
- 7 漁業、水産加工業(缶詰製造)とその輸出方法を改良し、漁業を振興すること
- 8 本州と北海道に果樹園を設け、海外の各種果樹を栽培すること
- 9 本州と北海道に農業試験場を開設し、欧米の食料農作物、家畜を輸入するとともに、農器具・器械を購入し、その使用方法を日本人に教えること
- 10 従来の木造家屋を堅牢な木造あるいは石造に変えて住宅の構造様式を変えること
- 11 水運及び水力利用のための水路を開削、改良すること
- 12 公立学校を設置すること

ケプロンには、本州には増加する人口を受け入れられる土地がまだある中で、温暖な地域に暮らす人々が自ら、寒冷な北海道に移住するのをただ待っているだけでは、殖民政策は進むはずがないという認識があった。

そのため、ケプロンは、北海道に移住した人々が生活できるよう環境を整え、産業を興すことが必要であると考
え、

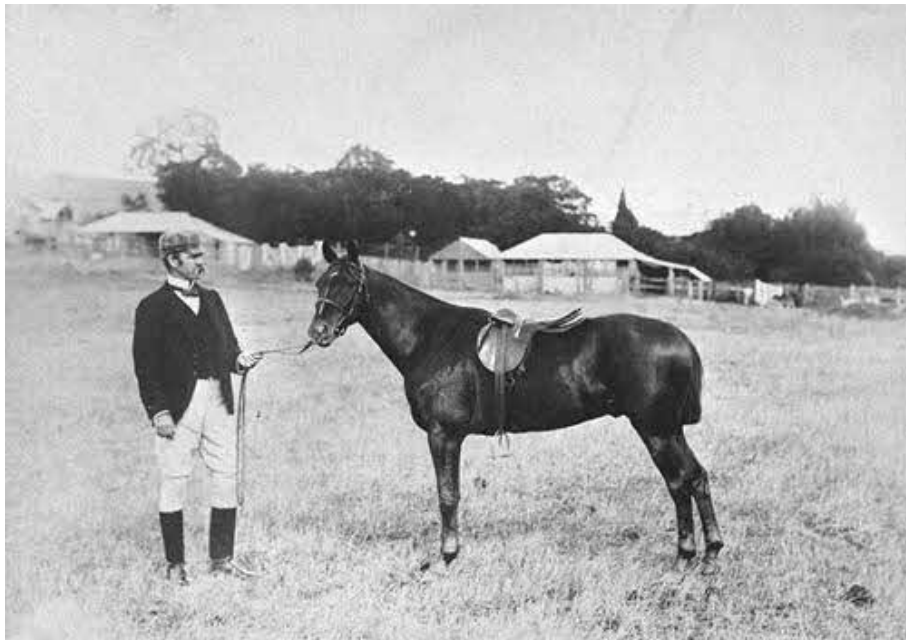
- ・土地を区画測量するとともに、分与するための法律を定めること
 - ・北海道の気候や土壌に適した農産物を導入し栽培技術の普及を図ることや、豊富な資源を生かして木材の加
工業、漁業・水産加工業、鉱業を興すこと
 - ・これらの産品・加工品を移輸出するための輸送路や鉄道などの輸送手段、港湾を整備すること
 - ・寒冷な気候に適した食習慣、住宅様式に変えること
 - ・これらの技術の導入や普及を図るために学校教育を行うこと
- に取り組むよう、前出の 12 項目の事業の提言を行っている。

一方、開拓使は、ケプロンの提言を受け入れながらも、官営主義(官営幌内炭鉱や官営工場の設置)、保護育
成主義(移住者に対する渡航、定着、営業に関する特権や資金、現物の付与など)による殖民政策に取り組んだ。

開拓使はケプロンの提言に基づき事業を進めるため、欧米を中心として各分野の技術者等を御雇外国人として
招へいた。

御雇外国人には、ホーレス・ケプロン(開拓使顧問)のほか、エドウィン・ダン(牧畜)、ルイス・ベーマー(園芸)、
N・W・ホルト(工業)、ベンジャミン・S・ライマン(地質、地学)、ジェームス・R・ワッソン(測量)、U・S・トリート(缶詰加
工技術)などがいた。

エドウィン・ダンは真駒内牧場などの開設や家畜の輸入、N.W.ホルトは札幌器械所の開設や豊平橋の設計、ベ
ンジャミン・S・ライマンは「北海道地質測量／日本蝦夷地質要略之図」を記すとともに夕張炭田を推定、U・S・トリ
ートは偕楽園で鮭の孵化場を開設したほか石狩缶詰所を開設するなど、それぞれがケプロンの提言に基づく開拓
使の事業に大きく貢献した。



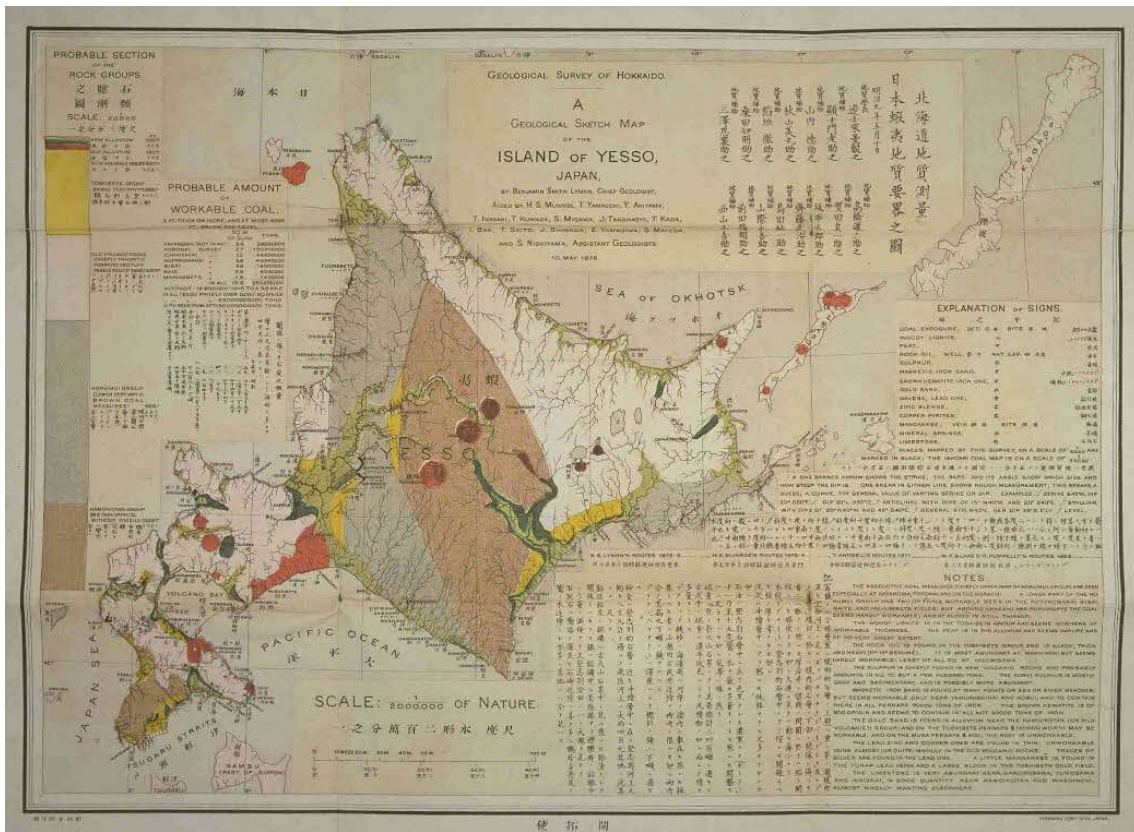
資料7 真駒内牧場のエドウィン・ダンと輸入馬(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)



資料8 エドウィン・ダンが導入した真駒内牧場のアメリカ式バーン(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)



資料9 N.W.ホル트가指導した札幌工業局器械所(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)



資料 10 ベンジャミン・S・ライマンらが刊行した北海道地質測量・日本蝦夷地質要略之図(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)



資料 11 ジェームス・R・ワッソンの測量による石狩川の図(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)

また開拓使は、欧米から導入した技術の定着を図り、開拓に従事する技術者を育成するため、開拓使仮学校を東京・芝増上寺に設置し、後にこれを札幌に移設し札幌農学校を開設した。教頭としてマサチューセッツ農科大学学長のウィリアム・S・クラークを招へいし、農学、理学、工学などの専門分野の教育と語学などの一般教育が行われた。

札幌農学校の教師には、ウィリアム・S・クラーク(初代教頭)のほか、ウィリアム・ブルックス(農学)、ウィリアム・ホイラー(土木)、デビッド・ペンハロー(土木)などがいた。

札幌農学校の教師達もまた、開拓使の御雇外国人と協力し、北海道の開拓に資するインフラ整備、殖産興業に貢献した。

札幌農学校の卒業生は、一期生には佐藤昌介(北海道帝国大学初代総長)、大島正健(宗教家、言語学者)、渡瀬寅次郎(東京農学校講師)、伊藤一隆(北海道庁初代水産課長、北水協会初代会頭)など、二期生には新渡戸稲造(教育者・思想家、農学者)、内村鑑三(宗教家)、宮部金吾(植物学者)、広井勇(土木技術者)などがおり、国内の各分野で活躍、貢献した。

このほか、官営幌内炭鉱では、採出した石炭を小樽港まで輸送する鉄道を敷設するため、ジョセフ・クロフォード（鉄道技術者）らを雇用し、鉄道建設にあたらせた。幌内鉄道は明治 13 年に国内 3 番目の鉄道として、小樽・手宮と幌内の間で開通した。

ケブロン以降、開拓使の御雇外国人や札幌農学校教師は、アメリカ人 48 人、ロシア人 5 人、イギリス人 4 人、オランダ人 3 人、フランス人 1 人、清国人 13 人の計 78 人（臨時に雇用し札幌に派遣したフランス人写真師を含めると計 79 人）に上り、開拓使の事業に貢献した。

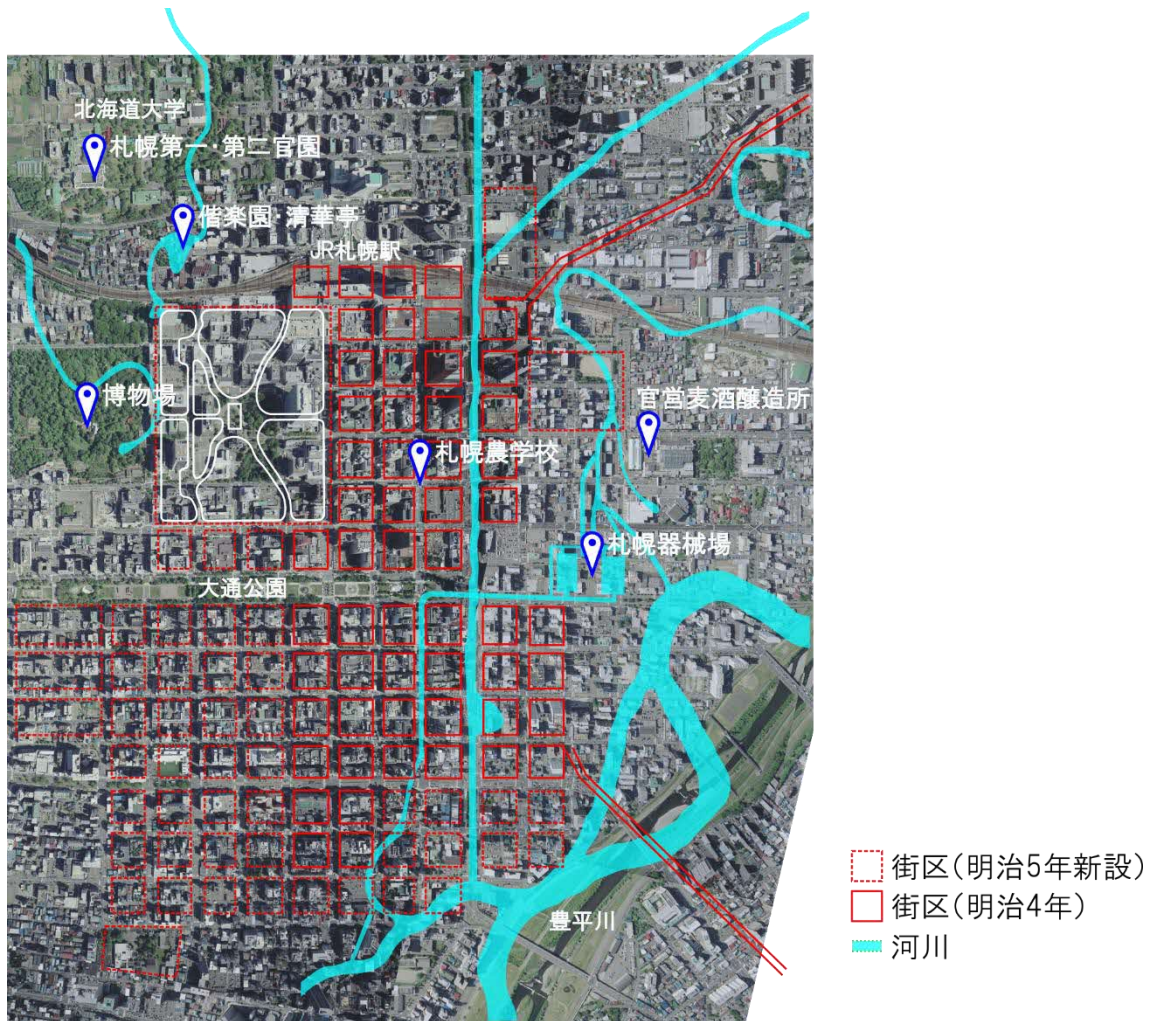
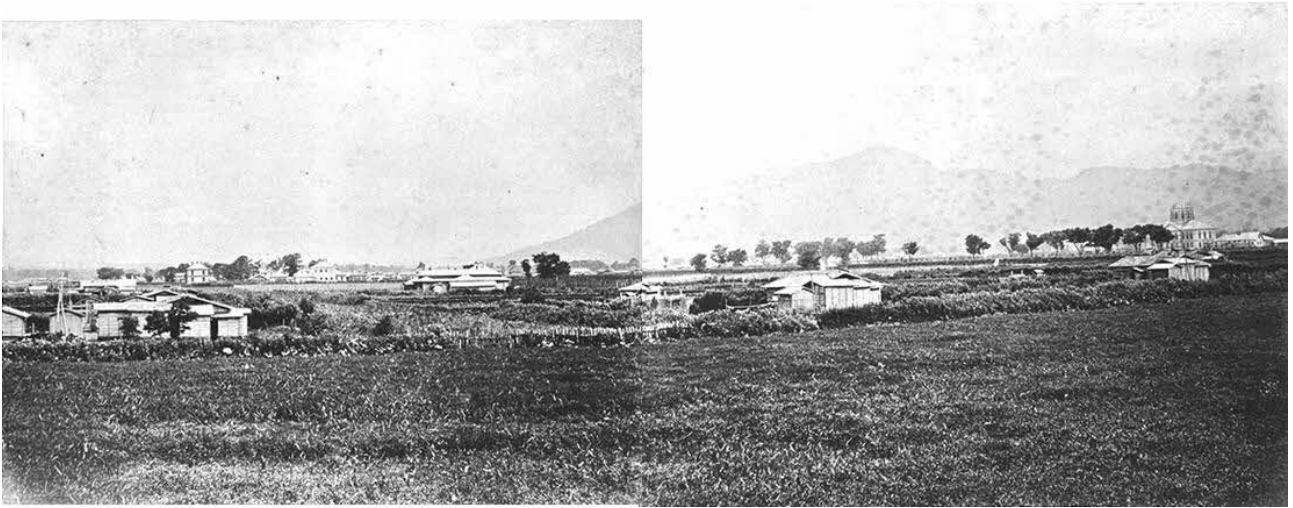


図8 明治 5 年の街区割と現在の市街地の重ね合わせ(「明治四年及五年札幌市街之図」(札幌沿革史)、国土地理院空中写真より作成、開拓使札幌本庁は明治 6 年建設)



資料 12 明治 6 年頃の札幌(札幌之景 2 枚から合成、北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)



資料 13 明治 12 年頃の札幌の市街地。北 1 条西 4 丁目で撮影したと思われる。(札幌区全景 6 枚から合成、北海道大学附属図書館北方資料室所蔵)